

2026（令和8）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：民事法（民法）

【第1問】（解答は15行程度で行いなさい。）

Xは、甲建物を建築し、所有していた。もっとも、その保存登記は、Xの唯一の子Aの名義で行われていた。これはXが甲を建てた際に、いずれ自分が死んだときに相続人となるAの名義にしておけば税金を安くできると考えたためであった。ところが、甲の登記名義が自分にあることを知ったAは、Xに無断で甲をYに売ってしまい、AからYへの所有権移転登記（以下「本件登記」という。）も行ってしまった。なお、以前からXA親子を知っていたYは、甲が建てられた経緯についても知っており、名義こそAになっているものの、その真の所有者がXであることを知っていた。

XがYに本件登記の抹消登記手続を求めたのに対して、Yは、①甲の所有権はYが取得しておりXは所有者ではない、また②仮にXが甲の所有者だとしても、登記のないXは自分が所有者であることをYに対抗することができないと反論している。このYの反論①および②が認められるか論じなさい。

【第2問】（解答は15行程度で行いなさい。）

Aは、Bの運転する自転車に衝突されて転倒し、頭を強く打って死亡した。この事故により、AはBに対して不法行為に基づいて6000万円の損害賠償を求める債権（以下「甲」という。）を取得し、Aの死亡にともなって甲がAの相続人に相続されることとなった。

Aが死亡した当時、戸籍上、Aの相続人となるのは妻Cおよび母親Dのみであった。Bは、CとDに対して、甲のうちそれぞれの相続分に応じた金額を支払った。その後しばらくして、Cは、自分が懐胎していることに気がついた。後にCはEを出産した。Eは、Aの生前にCが懐胎したAの子である。

Eの出生にともなって、CDEの相続分がそれぞれどのようになるかを述べた上で、Eは、Bに対して、甲のうち自己の相続分に応じた金額を支払うよう請求することができるか論じなさい。

【第3問】（解答は5行程度で行いなさい。）

AとBは組合契約を結んでいる（以下、この契約に基づく組合を「C」という。）。Xのもつ債権が、①AがCの業務としてXとの間で結んだ契約に基づくものであるときと、②AがCの業務と関係なくA個人のためにXとの間で結んだ契約に基づくものであるときで、その債権を回収するために引当てとなる財産には、どのような違いがあるか説明しなさい。